

# 昭和47年度分 町税改正のあらまし

一方市町村の財政は、これらの方行政需要を充たすには容易でなく、国、県費に依存しながら、住民の理解と協力を得て、税収入を中心として自主財源の確保に努めているところであります。

さて昭和四十七年度の地方税法及び門川町町税条例の一部が改正されました。

ご案内のとおり昭和四十六年度における我が国経済界の不況に伴ない昭和四十七年度の地方財政も深刻な影響を及ぼすことが指摘されております。

このような産業経済の状況に対処するため國において強化を図るための行政に取組んでおります。

先づ個人の住民税（町農民税）の課税最低限（税金の額、即ち生活に必要な最低限の課せられる最低限の所得額の所得には課税しないといふ趣旨）のあり方が毎年議論されますが、國の所得税の課税最低限が大幅に引上げられたこともあって昭和四十七年度の住民税の課税最低限も大幅に引上げるべきであるとの主張がなされて参つたのであります。しかししながら反面地方税の場合は地域社会の費用を広くその住民が能力に応じて負担するという住民税の性格もありますので、住民税の課税最低限は所得税と必ずしも一致する必要はないといふ考え方もあるて、所得税の課税最低限との格

ただここで申し添えますと、市街化区域農地も含めましてすべての農地について、本年度も固定資産税額は四和三十八年度の税額が据え置かれておりますが、農地以外の宅地、山林、原野などについては毎年前年の一倍乃至一・三倍の範囲で固定資産税額が増税され、仕組になつておらず、したがつて宅地、山林、原野などについては、その分だけ増税となります。



「」及び「実施計画」にもとづき門川町を「住みよい」「豊かな」「生きがいある町」として建設するために町民の皆さんのがんばり、各種の事業に取組むことになつたのであります。

協力を仰ぎながら、各種の事業に取組むことになつたのであります。

町税は何といつても行政運営の基本財源であります。本年度も納税者各位の御協力をよろしくお願ひ申し上げる次第であります。

税 目	項 目	改 正 前	改 正 後	差 額	備 考
		(昭和46年度)	(昭和47年度)		
住 民 税	基礎控除額	140.000	150.000	10.000	
	配偶者控除額	130.000	140.000	10.000	
	扶養控除額(1人につき)	100.000	110.000	10.000	
	障害者控除額	90.000	100.000	10.000	
	特別障害者控除額	110.000	120.000	10.000	
	老年者控除額	90.000	100.000	10.000	
	寡婦控除額	90.000	100.000	10.000	
	勤労学生控除額	90.000	100.000	10.000	
	配偶者のない第1人の扶養親族控除額	110.000	120.000	10.000	
	社会保険料控除額	全額	全額	0	
税 目	生命保険料控除額	27.500	27.500	0	限度額
	非課税範囲	350.000	380.000	30.000	老、寡、勤、障 昭和47年度分
	白色事業専従者控除額	150.000	170.000	20.000	165.000円
	給与所得控除額	所得稅法別表	同左		最高限度額
					530.000円

}  *influence*

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 33, No. 4, December 2008  
DOI 10.1215/03616878-33-4 © 2008 by The University of Chicago

*Wavy line*

~~~~~

# 国民健康保険に つ い

**二、届出の義務について**

国民健康保険では、どのような事情が発生した場合は、十四日以内にしなければならないなっています。

もちろん事故発生の事情によって取扱いが変つて来る場合もありますので、国民健康保険の被保険者が事故について下さる必ず保険係に届け出て下さい。

八年度分がようやく出来ました。これによると時何日間、病気で、どこへ院で、医療費がいくら

# 議會構成新陣容決

昭和四十七年四月廿日講会  
第二回臨時会が去る五月二日招集され、会期を一日間と決定したあと、正副議長選挙をはじめ各常任委員会の構成が行なわれ、次のとおり選任されました。お知らせいたします。

議長に山本惣太郎議員  
副議長に和田一男議員  
それぞれ就任

正副議長の任期は、法令

の上にて議員の任期（四年）となつておりますが本町議会においては議会内の申し合せにより任期を二年と決めておりますのでその任期が去る五月一日に満了したことによつて行なわれたものであります。

長は和田一男議員がそれを再選され、就任いたしました。

○ ◎ 文教厚生常任委員会 ○ ◎ 総務財政常任委員会

松沢 春藏  
白木 功  
戸高 害  
米良 淡  
大野 次治  
河野 留喜  
奈須日出夫 憲  
浜口 勝義  
高橋 慶太郎  
山本惣太郎

改選並びに議員の欠員(二名欠員)等のため変更の必要が生じたので、議席を抽せんで定め議長が指名してこれを決定いたしました。

**一、保険税について**  
保険税は医療機関に支払う給付費によつて、大きさ左右されます。

| 比較表  |          | 区分 |   |
|------|----------|----|---|
| 所入者  | 5名       | 所得 | 得 |
| 導額   | 500.000円 | 資産 | 産 |
| 資産税  | 10.000円  | 平均 | 等 |
|      |          | 表  | 等 |
| 46年度 | 47年度     |    |   |
| 四    | 四        |    |   |

|            |            |
|------------|------------|
| 円<br>6.965 | 円<br>7.210 |
| 2.310      | 2.464      |
| 3.189      | 4.120      |
| 7.615      | 10.205     |
| 20.079     | 23.999     |

熊本国税不服審判所

納税者の権利救済機関として、昭和四十五年五月一日に、国税不服審判所が発足してから、二年が経過しました。この間に、熊本国税不服審判所管内（熊本、大分、鹿児島および宮崎の四県）で提出された審査請求は、約三三〇件で、そのうち約半数は、納税者の主張が認められています。

このように、審判所では納税者の正当な権利利益の救済を通じて、適正公平な税務行政の実現に努めています。

審査請求の手続きは、い

たつて簡単です。

専門家に依頼する必要もなく、訴訟費用のような審査手続についての費用は、いつきかかりません。

（審査請求書の提出先）  
熊本市二の九一一二  
熊本合同庁舎  
熊本国税務不服審判所  
電話（〇九六三）五二一三三〇一



# 人づくり運動の 推進本部を

## 中央公民館に



又、図書室は三十名位の小会議室も兼用できるようになつていて。

## 集団検診

## ごみ収集

六月四日の六と四を「む」と読むユーモラスな着想から、昭和三年、日本歯科医師会の提唱によって、この日を「虫歯予防デー」と定めた。

人づくり運動の推進本部として、充分な機能を發揮するため、中央公民館の整備がいそがれている。

従来の一階会議室を公民館事務室及び図書室として解放し、住民の利用に供することになった。

ここには、公民館主事と社会教育指導員がいるが、一般婦人、青年、少年等の事務室として利用できる。

自治公民館長、婦人、青年会等の事務室として、中央公民館を自由に使って下さい。

又、気軽に、なんでも相談して利用していただけます。

定期的に検診すること以外には方法はありません。子宮癌を早く発見するには、何等症状のない健康婦人を定期的に検診すること以外には方法はありません。

定期的に検診すること以外には方法はありません。

子宮癌の初期症状は接触出血とおりものと言われていますが、このような訴えで受診された婦人に癌が見つかった場合に、実際には初期ではなく進んだ癌がありますが、このよう訴えがしばしばです。

また出血があつて癌がない場合は、無症状の健康婦人の集團検診を積極的に行なうことによって早期診断、早期治療の実をあげ、子宮癌による死亡率への目標を達成できることを示すものであります。

これは、無症状の健康婦人の集團検診を積極的に行なうことによって早期診断、早期治療の実をあげ、子宮癌による死亡率への目標を達成できることを示すものであります。

これは、無症状の健康婦人の集團検診を積極的に行なうことによって早期診断、早期治療の実をあげ、子宮癌による死亡率への目標を達成できることを示すものであります。

生省、文部省の共管行事となり、戦争中一時中断したが、戦後復活し、昭和三十一年からは、この運動をさらに拡張するため六月四日から一週間を歯の衛生週間として現在にいたつてある。

## 昭和四十七年度

### 町内各学校

#### PTA役員決まる

このほど町内各学校の昭和四十七年度PTA役員が決まりましたので、お知らせします。

門川小学校 会長 黒木(上の町) 副会長 黒木(下納屋) 木下るり子(西栄町)

草川小学校 会長 平田秀美 副会長 高橋千善(土橋)

高橋光義(後向) 朝倉利文

門川中学校 会長 戸高義純 副会長 黒木(春義) 松本孝

竹田勉(上杉) 黒木スミ子(田中) 木村喜一(栗田)

門川農業高校 会長 染田角治 副会長 池田金五郎

白木富美恵(後藤) 黒木幸之助(政策)

監事 牧野義久 蔵田春義

監事 曽川司 白木富美恵(後藤)

監査 曾川司 白木富美恵(後藤)

## 門川派出所です



いたずらは、やめましよ  
う。  
一、町内の道路改修工事続  
続中のところには、夜間  
赤色灯が点滅しています。  
最近これらの点滅灯のラ  
ンプを片づけながら抜き取  
る者があります。  
大変危険です。このよう  
なことは絶対やめましよ  
う。梅雨期の交通事故に、  
注意しましよう。

雨の季節です。梅雨期に  
あります。水難事故に注意しま  
す。車両の運転試験が六月中に  
あります。六月の試験がありますが、六月中の試験

は、スリップ、視界、不良  
路肩軟弱、崩壊等によつて  
例年重大事故が多く発生し  
ています。

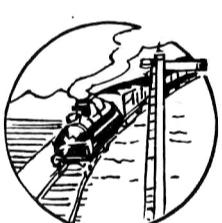
水死しています。門川町内でも、磯釣り等  
で三名が水死しています。

五月十四日鳴子川、さる川口で幼児が溺れ、仮死状  
態で流されているところを間一髪近くの人に救助され  
ました。子供たちだけで、海や川に行くようなことは、絶対  
やめさせましょう。

お知らせ  
一、ご承知のとおり、原付  
(一種)バイク、自動二輪  
(一二五cc)は、日向警察署の方で運転免許取得試験  
月前から更新は受け付けています。期限切れにならない  
よう注意しましょう。

三、水難事故に注意しま  
す。

## 鉄道妨害 防止運動に ご協力を!



尊い命と列車の安全を守るために、国鉄では、六月一日から六月二十日まで、鉄道妨害防止運動を実施しています。次のことを必ず守るように協力下さい。

記録  
一、線路の近くで子供を遊ばせたり、線路に石など置かせないようにしません。おらないようにしません。

二、線路や鉄橋は、絶対とおらないようにしません。

三、駅では、必ず改札口をとおりましょう。

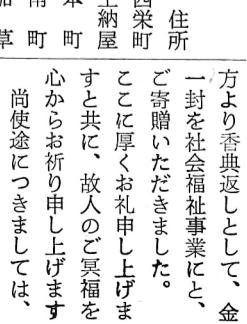
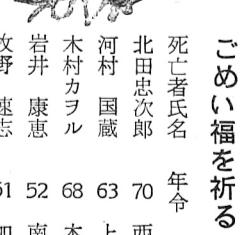
## 交通事故で お困りの方へ

## 戸籍の窓

## 出生おめでとう

## ご結婚おめでとう

## ごめい福を祈る



| 部落名   | 月 | 火 | 水 | 木 | 土 |
|-------|---|---|---|---|---|
| 第1金曜日 | 1 | 2 | 3 | 4 |   |

| 収集日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 土 |
|-----|---|---|---|---|---|
| 不燃物 | 1 | 2 | 3 | 4 |   |

| 方より香典返しとして、金一封を社会福祉事業にと、ご寄贈いただきました。              |
|--------------------------------------------------|
| ごとに厚くお礼申し上げます。                                   |
| 尚専途につきましては、その主旨にそいまして、社員の歯の状態をよく観察し、最寄りの保健所や歯科医  |
| 者は、これを機会に、こどものことをもつ母親や保護者、母親や保健所や歯科医             |
| のことをねらいであります。むし歯の治療は、早ければ早いほど容易なので、小児期に定期的に検診を…… |

## 歯の衛生週間 6月4日～10日

## 日程について

ごみ収集日は、別記日程表の通り実施しております。

表の通り実施しております。

表の通り実施しております。